

## V 出願の早期公開

特許出願は、出願の日（優先権主張を伴う出願であるときは最先の出願の日、出願の日が遡及する出願であるときは原出願の日）から1年6月を経過した後に公開されますが、特許出願人は公開される前に早期公開の請求をすることができます（特64の2(1)）。ただし、次の各号に掲げる場合には認められません。

- ① 特許出願が公開されている場合（特64の2(1)①）
- ② パリ条約による優先権等の主張を伴う出願で証明書が提出されていない場合（特64の2(1)②）
- ③ 外国語書面出願で外国語書面の翻訳文が提出されていない場合（特64の2(1)③）
- ④ 出願人全員で請求していない場合（特14）
- ⑤ 請求に関する特別授権が証明されている代理人により手続されていない場合（特9）

なお、出願公開請求は取り下げることができません（特64の2(2)）。また、請求書の提出後に、出願が放棄、取り下げられても公開は行われ、出願から1年3月以内であっても、要約書の補正はできません（特17の3）。

出願公開請求書は、次の様式により作成します。

特施規様式第50（第38条関係）

<b>【書類名】</b>	出願公開請求書		
<b>【提出日】</b>	平成	年	月 日
<b>【あて先】</b>	特許庁長官		殿
<b>【出願の表示】</b>			
<b>【出願番号】</b>			
<b>【特許出願人】</b>			
<b>【識別番号】</b>			
<b>【住所又は居所】</b>			
<b>【氏名又は名称】</b>			
<b>【代表者】</b>			
<b>【代理人】</b>			
<b>【識別番号】</b>			
<b>【住所又は居所】</b>			
<b>【氏名又は名称】</b>			
<b>【提出物件の目録】</b>			

← ⑥ 又は 識別ラベル

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

⑥ 又は 識別ラベル

〔備考〕

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。